という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者のうち、平成二八年九月の標準報酬月額が九万八、〇〇〇円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三、〇〇〇円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を年金機能強化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二九年法律第一一五号）第二〇条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、実施機関が改定することとした。（第一条関係）

(二)　第五号施行日前に加入者（私立学校教職員共済法（昭和二八年法律第二四五号）第一四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者のうち、平成二八年九月の標準報酬月額が九万八、〇〇〇円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三、〇〇〇円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を年金機能強化法第一九条の二の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定することとした。（第二条関係）

2　継続短時間労働被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置

(一)　第五号施行日前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第一一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者であって、次の(1)から(3)までの要件に該当する厚生年金保険の被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）であるものについて、在職支給停止の計算を行う場合に、障害者・長期加入者の老齢厚生年金に係る同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額（加給年金額が加算されているときは、同号に規定する額に加給年金額を加えた額）に相当する部分の支給を停止しないこととした。（第三条、第九条及び第一四条関係）

(1)　第五号施行日前から引き続き同一の事業所に使用される者であること。

(2)　一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、年金機能強化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第一二条第五号イからニまでのいずれの要件にも該当しないことにより、第五号施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であること。

(3)　第五号施行日以後引き続き第五号施行日に取得した厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であること。

(二)　第五号施行日前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第一三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であって、継続短時間労働被保険者であるものについては、同法附則第一三条の五第六項の規定は、適用しないこととした。（第六条関係）

(三)　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第六三号）附則第三条第一一号に規定する存続厚生年金基金が支給する同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第一三〇条第一項に規定する老齢年金給付及び厚生年金保険法附則第七条の七第一項に規定する解散基金に係る老齢年金給付については、老齢厚生年金について(一)及び(二)の適用がないものとした場合の在職支給停止の計算を行うこととした。（第四条、第五条、第七条、第八条及び第一〇条～第一三条関係）

(四)　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号。以下「平成二四年一元化法」という。）附則第三七条第一項に規定する平成二四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）又は平成二四年一元化法附則第六一条第一項に規定する平成二四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）による年金である給付の受給権者であって、継続短時間労働被保険者であるものについて、(一)及び(二)に準じた在職支給停止の計算を行うこととした。（第一五条～第二〇条関係）

3　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（条約第一三号）（外務省）

この協定は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とドイツ連邦共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税、住民税及び事業税に、ドイツ連邦共和国については所得税、法人所得税、営業税及び連帯付加税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この協定上、一定の用語は、それぞれこの協定において定義された意義を有し、この協定に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引を厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当に対しては条件により五パーセントを超えない税率により行われ、又は免除され、その他の配当に対しては一五パーセントを超えない税率により行われる。利子及び使用料に対しては、源泉地国における課税は免除される。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国内において生ずる退職年金その他これに類する報酬であって他方の締約国の居住者に支払われるもの等に対しては、当該一方の締約国において課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）

8　この協定の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二〇条関係）

9　この協定の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、取引等の主要な目的が協定の特典を受けることである場合には協定の特典は与えられない。この協定の規定は締約国の国内法上の租税回避又は脱税を防止するための規定の適用を制限しない。（第二一条関係）